

四日市市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月8日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第61号

四日市市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則

四日市市保育所入所に関する規則（平成26年四日市市規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市<u>保育所等の入所</u>に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、<u>児童福祉法第39条第1項に規定する保育所</u>（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）、<u>認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）、<u>児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設</u>及び同条第12</p>	<p>四日市市<u>保育所入所</u>に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき<u>保育所</u>において保育の実施を行うにあたり、<u>保育所入所</u>に係る手続等を定めるものとする。</p>

項に規定する事業所内保育事業を行う施設（以下「保育所等」という。）において保育の実施を行うにあたり、保育所等への入所又は入園（以下「入所」という。）に係る手続等を定めるものとする。

（入所の申込み）

第2条 入所ができる児童は、保護者が本市に居住し、支援法第20条第1項に規定する認定（以下「支給認定」という。）において、同法第19条第1項第2号又は第3号の事由による支給認定を受けている者でなければならぬ。

2 小学校就学前子どもについて保育の実施を希望する保護者は、保育所・認定こども園入園・入所申込書（第1号様式。以下「入所申込書」という。）に四日市市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めた書類を添付して、所長に提出しなければならない。この場合において、前項の支給認定を受けていない児童の保護者については、支援法第20条第1項に定める支給認定の申請を、入所の申込みと同時に市長に行わなければならない。

3 及び 4 （略）

（入所の申込み）

第2条 入所ができる児童は、保護者が本市に居住し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第1項に規定する認定（以下「支給認定」という。）において、同法第19条第1項第2号又は第3号の事由による支給認定を受けている者でなければならない。

2 小学校就学前子どもについて保育の実施を希望する保護者は、保育所入所申込書（第1号様式。以下「入所申込書」という。）に四日市市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めた書類を添付して、所長に提出しなければならない。この場合において、前項の支給認定を受けていない児童の保護者については、支援法第20条第1項に定める支給認定の申請を、入所の申込みと同時に市長に行わなければならない。

3 及び 4 （略）

(保育の実施)

第3条 所長は、前条第2項の入所申込書を提出した保護者の児童が、前条第1項の規定に該当する場合は、保育所等において保育を実施するものとする。

(入所審査及び選考)

第4条 所長は、一の保育所等について、入所申込書が提出された児童のすべてが入所することにより、適切な保育の実施が困難となることその他やむを得ない事由があると認めたときは、四日市市保育の実施に関する条例（昭和62年四日市市条例第17号）第2条に定める要件のほか、次条に定める優先利用の基準により、保育の必要性の高い申込児童から順に入所する児童を決定するものとする。この場合において、同居の親族その他の者による保育を受けることができる状態にある場合は、保育の必要性を減じる調整を行うものとする。

(優先利用の基準)

第5条 保育を必要とする児童のうち優先的に保育を行う必要があると認められるものは、当該児童が次の各号のいずれかの事由に該当する場合とする。

(1)から(6)まで (略)

(7) 保育を受けようとする保育所等が、その児童の兄弟姉妹が現に保育

(保育の実施)

第3条 所長は、前条第2項の入所申込書を提出した保護者の児童が、前条第1項の規定に該当する場合は、保育所等において保育を実施するものとする。

(入所審査及び選考)

第4条 所長は、一の保育所について、入所申込書が提出された児童のすべてが入所することにより、適切な保育の実施が困難となることその他やむを得ない事由があると認めたときは、四日市市保育の実施に関する条例（昭和62年四日市市条例第17号）第2条に定める要件のほか、次条に定める優先利用の基準により、保育の必要性の高い申込児童から順に入所する児童を決定するものとする。この場合において、同居の親族その他の者による保育を受けることができる状態にある場合は、保育の必要性を減じる調整を行うものとする。

(優先利用の基準)

第5条 保育を必要とする児童のうち優先的に保育を行う必要があると認められるものは、当該児童が次の各号のいずれかの事由に該当する場合とする。

(1)から(6)まで (略)

(7) 保育を受けようとする保育所等が、その児童の兄弟姉妹が現に保育

を受け、又は受けようとする保育所等と同一であること。

(8) 及び(9) (略)

(10) 保育を受けていた保育所等が廃園等の保育所等側の理由により保育が継続できず、転園せざるを得ない状態にあること。

(11) (略)

(入所の承諾等)

第6条 所長は、入所を決定した児童ごとに保育児童台帳（第2号様式）を作成するとともに、保護者に対して入所承諾書（第3号様式）を交付し、併せて入所保育所等に対して保育児童台帳及び入所承諾書の掲載内容を通知するものとする。

(保育の実施期間の延長)

第7条 (略)

2 所長は、前項の書類を受理したときは、内容を審査し、保育実施期間の延長を承諾したときは、保護者及び当該児童が入所している保育所等に対して保育内容変更通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(入所の不承諾)

第11条 (略)

2 所長は、前項の規定により保育の実施を行わない場合には、保護者に入所不承諾通知書（第9号様式）を交付

を受け、又は受けようとする保育所等と同一であること。

(8) 及び(9) (略)

(10) 保育を受けていた保育所等が廃園等の保育所等側の理由により保育が継続できず、転園せざるを得ない状態にあること。

(11) (略)

(入所の承諾等)

第6条 所長は、入所を決定した児童ごとに保育児童台帳（第2号様式）を作成するとともに、保護者に対して入所承諾書（第3号様式）を交付し、併せて入所保育所に対して保育児童台帳及び入所承諾書の掲載内容を通知するものとする。

(保育の実施期間の延長)

第7条 (略)

2 所長は、前項の書類を受理したときは、内容を審査し、保育実施期間の延長を承諾したときは、保護者及び当該児童が入所している保育所に対して保育内容変更通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(入所の不承諾)

第11条 (略)

2 所長は、前項の規定により保育の実施を行わない場合には、保護者に保育所入所不承諾通知書（第9号様式）を

し、入所を認められない旨、その理由等を通知しなければならない。

(保育の実施の解除)

第12条 所長は、保育の実施に係る児童が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、保育の実施を解除するものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 前各号に規定するもののほか、保育所等の運営に支障が生じると認められる事由があるとき。

2 所長は、前項の規定により保育の実施を解除した場合には、保護者及び当該児童が入所している保育所等に保育実施解除通知書（第10号様式）を交付し、保育の実施を解除する旨、その理由等を通知するものとする。

(保育の実施の一時停止)

第13条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、児童の保育所等への入所を一時停止することができる。

(1) 及び (2) (略)

(届出)

第14条 保育の実施に係る児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を所長に届け出なければならない。

(1) 児童を保育所等から退所又は退園

交付し、入所を認められない旨、その理由等を通知しなければならない。

(保育の実施の解除)

第12条 所長は、保育の実施に係る児童が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、保育の実施を解除するものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) その他保育所の運営に支障が生じると認める事由があるとき。

2 所長は、前項の規定により保育の実施を解除した場合には、保護者及び当該児童が入所している保育所に保育実施解除通知書（第10号様式）を交付し、保育の実施を解除する旨、その理由等を通知するものとする。

(保育の実施の一時停止)

第13条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、児童の保育所への入所を一時停止することができる。

(1) 及び (2) (略)

(届出)

第14条 保育の実施に係る児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を所長に届け出なければならない。

(1) 児童を保育所から退所させようと

させようとするとき。

(2)から(4)まで (略)

(情報提供)

第15条 所長は、児童の保護者の保育所等の選択及び保育所等の適正な運営の確保に資するため、保育所等の設置者、設備及び運営状況その他児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第1号）第25条に定める事項に関し、情報の提供を行うものとする。

2 保育所等は、当該保育所等が実施している保育の内容に関する事項に関し、情報の提供に努めるものとする。

するとき。

(2)から(4)まで (略)

(情報提供)

第15条 所長は、児童の保護者の保育所等の選択及び保育所等の適正な運営の確保に資するため、保育所等の設置者、設備及び運営状況その他児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条に定める事項に関し、情報の提供を行うものとする。

2 保育所等は、当該保育所等が実施している保育の内容に関する事項に関し、情報の提供に努めるものとする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条様式）

保育所・認定こども園 入園・入所申込書（兼保育児童台帳）

整理番号

※（該当するものにレ点を入れてください）

四日市市社会福祉事務所長 宛

平成 年 月 日

保護者住所 四日市市

T E L 自宅

保護者氏名

父携帯
母携帯

次のとおり、保育所・認定こども園への入園・入所を申し込みます。

申請に係る小学校 就学前子ども (申請児童)	氏名(フリガナ) ()	生年月日 平成 年 月 日	性別 男・女	認定者番号 <small>※既に支給認定を受けている場合に記入</small>
保育等の希望 希望の項目にレ点 を入れてください	<input type="checkbox"/> 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望 (幼稚園等との併願の場合を含む) <input type="checkbox"/> 幼稚園等の利用を希望 (保育所等と併願の場合を除く)			

次の①から⑥について、ご記入ください(幼稚園のみ利用を希望する場合は、①・②だけをご記入ください)

①世帯の状況 ※申請に係る小学校就学前子ども(申請児童)以外をご記入ください。

	氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先(学校等)	備考
保護者	フリガナ	昭和 平成 年 月 日	M・T・S・H ・ M・T・S・H ・ M・T・S・H ・ M・T・S・H ・ M・T・S・H ・ M・T・S・H ・		
児童の世帯員					

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	利用を希望する施設(事業者名)	備考
希望する期間にレ点を入れて ください 平成 年 月 日から □小学校就学前まで	第1希望	
□平成 年 月 日まで	第2希望	
	第3希望	

(幼稚園のみを希望する場合は、以降の項目について記入の必要はありません)

③送迎について※該当する箇所にレ点を入れてください。

送迎方法	送迎人
<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他()

④保育の利用を必要とする理由等						
保育の利用を 必要とする理 由	続柄	必要とする理由 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()				
該当する箇所 にレ点を入れ てください	続柄	必要とする理由 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()				
家庭の状況		<input type="checkbox"/> ひとり親家庭		<input type="checkbox"/> 左記以外		
生活保護の状況		<input type="checkbox"/> 適用なし		<input type="checkbox"/> 適用あり(年 月 日 保護開始)		
希望する 利用時間	利 用 曜 日		利 用 時 間 (<input type="checkbox"/> 短時間を利用したい) ←希望の場合□にレをつける			
	月・火・水・木・金・土		時	分	から	時
⑤祖父母の状況						
父方	祖父 (歳)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居(住所)	<input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 病弱
	祖母 (歳)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居(住所)	<input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 病弱
母方	祖父 (歳)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居(住所)	<input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 病弱
	祖母 (歳)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居(住所)	<input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 病弱
⑥本児の状況と就学前の兄弟の状況について						
本児の状況						
<input type="checkbox"/> 病歴 病名() <input type="checkbox"/> 発育が遅い() <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 無・有() <input type="checkbox"/> アレルギー 無・有() <input type="checkbox"/> 健診のとき指摘はありましたか 無・有()歳児健診のとき() <input type="checkbox"/> 本児のことでどこかで相談を受けたことはありますか 無・有()						
本児の保育の状況について						
<input type="checkbox"/> ()保育園 在園中 申請中 <input type="checkbox"/> ()幼稚園 在園中 申請中 <input type="checkbox"/> (父、母、祖父、祖母、親族)が家で保育 (育児休業中 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 他人に預けている <input type="checkbox"/> 他の保育所に預けている() <input type="checkbox"/> 父母が勤務先にて保育(託児所 有・無) <input type="checkbox"/> 育休取得時に保育園を退園 無・有(保育園) <input type="checkbox"/> その他()						
就学前の兄弟の保育の状況について						
<input type="checkbox"/> ()保育園 在園中 申請中 <input type="checkbox"/> ()幼稚園 在園中 申請中 <input type="checkbox"/> (父、母、祖父、祖母、親族)が家で保育 (育児休業中 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 他人に預けている <input type="checkbox"/> 他の保育所に預けている() <input type="checkbox"/> 父母が勤務先にて保育(託児所 有・無) <input type="checkbox"/> その他()						
四日市市記入欄						
認定の可否		認定者番号	認定区分等			
可・否			1号・2号・3号 (標・短)			
否とする理由() 平成 年 月 日 認定						
支給(入所)の可否		支給(利用)期間	入所施設名			
可・否		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日				
否とする理由()						

第4号様式から第8号様式までを次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

保育内容変更通知書

年　月　日

四日市市福祉事務所長

次の児童について保育の実施内容を変更しましたので通知します。

児童の氏名及び 生年月日						
保育所等の名称及び 所 在 地						
保育の実施期間	年　月　日から			年　月　日		
保育料及び階層 の 月 額	4月		5月		6月	
	7月		8月		9月	
	10月		11月		12月	
	1月		2月		3月	

備 考

- 1 入所申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出て下さい。
- 2 保育の実施期間中であっても、保育所等に入所できる規準に該当しなくなった場合は、保育の実施を解除いたします。
- 3 この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求することができます。

この決定の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第5号様式（第8条関係）

延長保育申込書

年 月 日

保護者住所氏名

四日市市社会福祉事務所長

下記の児童について延長保育の実施を申し込みます。

施設名				
対象児童名			生年月日	
延長保育の実施を希望する期間		年 月 日から 年 月末日まで		
延長保育の時間		～		
家族の状況 世帯員	氏名	続柄	生年月日	勤務先(学校等)

※なお、申込書は延長保育を実施する月の前月末日までに提出してください。

施設名		対象児童名	
(延長保育を必要とする具体的な理由)			
保育者(父・母・祖父・祖母)の状況			
勤務先 ・名称 ・所在地 ・勤務時間 AM : ~ PM : ・残業時間 PM : 頃まで。月に 日程度			
事業主等の証明		住所	
		氏名	印

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

延長保育実施承諾書

様

四日市市社会福祉事務所長

延長保育の実施について次のとおり承諾することにしましたので、通知します。

記

児童名		生年月日			
施設名		保育料		階層	

- 備考 1 延長保育申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出でください。
- 2 延長保育の実施期間中であっても、延長保育の実施を開始したときの延長保育の実施基準が変更になった場合には、延長保育の実施を解除します。
- 3 延長保育料について変更のあった場合はその旨通知いたします。

第7号様式（第9条関係）

年　月　日

延長保育実施不承諾通知書

様

四日市市福祉事務所長

申し込みのありました延長保育の実施については、次の理由により実施できませんので通知します。

記

児童名		生年月日	
施設名			
理由			

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第8号様式（第10条関係）

年　月　日

延長保育実施解除通知書

様

四日市市福祉事務所長

次の児童についての延長保育の実施を解除することにしましたので、通知します。

記

児童名		生年月日	
施設名			
解除理由			

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第12条関係）

保育実施解除通知書

年　月　日
様

四日市市社会福祉事務所長

次の児童の保育の実施について、下記内容にて解除することを通知いたします。

児童の氏名	
認定番号	
生年月日	
保育所等の名称	
所 在 地	
保育の実施解除 の 年 月 日	
保育の実施解除 の 理 由	

備考

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年9月1日から適用する。
- 2 (経過措置)
この規則の施行の日前に改正前の四日市市保育所入所に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市保育所等の入所に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(こども未来部保育幼稚園課)